

地域民主主義再興事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（事業に着手する日の30日前まで）

○交付申請は、下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 ※着手届の提出は必要ありません

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※完了届の提出は必要ありません

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

○実績報告は、下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

※翌年度4月20日まで

◎補助金の支払い

【提出書類】

- ・実績報告書
- ・事業報告書（様式第1号）
- ・収支決算書（様式第2号）

資料提出・問い合わせ先

地域社会振興部 市町村課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

（電話）0857-26-7061

（電子メール）senkan@pref.tottori.lg.jp